

高圧ガス保安法事故措置マニュアル

総 則

1. 目 的

このマニュアルは、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故（以下「事故」という。）が発生した場合の経済産業省本省（以下「本省」という。）及び産業保安監督部（以下「監督部」という。）における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法、都道府県との連携等に関する事項を定め、事故に伴う業務を迅速、適確に処理することを目的とする。

2. 事故の定義等

- (1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生したもの及び発生するおそれのあるもので、次に掲げるものをいう。

爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）

火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。）

噴出・漏洩（設備等において高圧ガスの噴出・漏洩が生じたものをいう。）

破裂・破壊等（設備等の破裂・破壊・破損等が生じたものをいう。）

喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。）

高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。

その他

- (2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条の異常現象をいう。

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

- (1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

死者（事故発災より5日以内に死亡した者をいう。以下同じ。）5名以上のもの
死者及び重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいう。以下同じ。）が合計して10名以上のものであって、 以外のもの

死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者（負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が合計して30名以上のものであって、 及び 以外のもの

甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じたもの
大規模な火災、ガスの大量漏洩が現に進行中であって、大災害に発展するおそれがあるもの

その発生形態、災害の影響程度、被害の態様(第三者が多数含まれている場合等) テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きいと認められるもの

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号の一に該当するものをいう。

死者1名以上4名以下のもの

重傷者2名以上9名以下のものであって、 以外のもの

負傷者6名以上29名以下のものであって、 以外のもの

多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上、5億円未満)を生じたもの

同一事業所において事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したもの

その発生形態、災害の影響程度、被害の態様(第三者が含まれている場合等) テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

事故が発生した場合における措置

1. 本省における措置

(1) 省内連絡・報告

保安課職員であって、事故の連絡を受けた者又は自ら知った者は、速やかに次に定める事故の区分に応じ技術班長、高圧ガス班長又はコンビナート保安班長(以下「担当班長」という。)に連絡する。担当班長が不在の場合は、技術班、高圧ガス班、コンビナート保安班の係長又は係員(以下「代理者」という。)に連絡する。事故の報告を受けた担当班長又は代理者(以下「事故担当者」という。)は企画班長及び保安課長に、その内容を報告する。

- 1) 事故全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・技術班長
- 2) 高圧法に係る事故(コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るものを除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高圧ガス班長
- 3) 高圧法に係る事故(コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るもの)及び石炭法に係る事故・・・・・・・・・・・・・・・・コンビナート保安班長

休日又は夜間であって、勤務先に連絡がとれない場合(以下「勤務時間外」という。)の連絡については、別紙1により電話等により連絡を行う。ただし、覚知した事故がC級事故である場合には、直近の登庁日に速やかに連絡するものとする。

事故担当者は、速やかに別紙2の項目による事故報告をとりまとめ、事故の規模、態様により別紙3の配布範囲表の該当範囲の関係者に対し配布する。また、続報があった場合は、その都度、速やかに第1報に準じて配布する。

なお、A級事故又はB級事故の場合には、監督部、都道府県との緊密な連絡による情報収集を行う他、次の手段により、出来る限り詳細な情報の収集を行う。

- 1) 事故関係企業等からの情報聴取
- 2) テレビ、ラジオ、新聞等のニュース
- 3) 関係行政庁及び本省内関係部局からの情報取得

(2)事故現場への派遣

以下の事故が発生した場合は、必要に応じ速やかに担当官を現地に派遣するものとする。

- 1) A級事故
- 2) B級事故のうち第三者被害を含む等重要と認められるもの
- 3) その他保安上重要な問題を含んでいると認められるもの

(参考) 平成4年の重大事故(コンビナート等保安規則適用の事業所におけるA級事故(死者9名、重傷者3名、軽傷者5名))の場合、現地派遣者については、参事官及び担当班長1名外(関係課(精製課等))を直ちに派遣。

当該事故が保安上重要な問題を含んでいると認められる場合は、高圧ガス保安協会の役職員等の協力を得て調査を行う、又はこれに現地調査を委嘱することができる。

(3)その他の措置

緊急措置命令

次のような場合であって、災害の発生の防止上必要と認められるときは、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は事故発災都道府県に対し、その発動を指示する。

- 1) 事故により、火災、ガスの大量漏洩等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれがあるとき

事故調査委員会(以下「委員会」という。)

- 1) A級事故又はB級事故であって、事故原因の究明、今後の対策の検討のため、専門家による組織的な調査が特に必要であると認めるときには、事故の内容に応じた学識経験者等により速やかに委員会を設置し調査を行うものとする。
- 2) 委員会は、当該事故調査に最も適切な学識経験者数名をもって編成するものとする。
- 3) 委員会は必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 4) 委員会は原因究明のため必要と認めるときは、関係機関の協力を得て事故の再現、実験等所要の実験研究を行うものとする。

プレス発表

- 1) 2.(1)、 に定める事故が発生し、事故調査委員会の設置などの対応を行った場合には、必要に応じて、そのプレス発表を行う。

2) プレス発表は、原則、資料投げ込みとし、必要に応じて保安課長等がプレスレクを行うものとする。

省外関係者への連絡

事故の規模等により、必要に応じて、関係国会議員等に事故の概要、経済産業省の対応等について資料配付、説明を行う。

事故の内容に応じ、必要と認めるときは、次に掲げる対策を講ずるものとする。

1) 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策、法令、基準の見直し等）を検討し、確立する。

2) 事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体あるいは同種事業者に対し、注意書の交付、対策事項の指示、説明会の開催等により指導する。

3) 業界団体に対し、自主基準の作成又は改正、自主的な点検の実施を指示する等、同種事故の発生防止のための自主的な対策の確立を要請する。

4) 高压法第79条の2の規定に基づき、都道府県に対し、以下の要請、指示を行う。

・保安確保の強化を要請するとともに、具体的な対策事項を示し、事業所の指導方、要請する。

・同種事業所の一斉立入検査の実施を指示する。（必要に応じ本省が参加する。）

5) 必要に応じて、監督部に対して、前4)に準じて、指示を行う。

(4)その他

提出を受けた事故報告書類は、系統的に分類整理し、1年ごとに集計し、公表する。

1年ごとに年間の事故の内容を分析し、その対策、改善事項を集約し、都道府県における保安検査、立入検査等において指導し得るように措置する。

2. 事故が発生した地域を管轄する監督部における措置

(1)事故急報

事故の程度に関わらず事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話により本省に連絡する。措置を採った場合にはその旨を連絡すると同時に所要の指示を受ける。勤務時間外の連絡については、別紙1により電話等により連絡を行う。ただし、勤務時間外に覚知した事故がC級事故である場合は、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。

1)事故全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・技術班長

2)高压法に係る事故（コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るものを除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 高压ガス班長

3)高压法に係る事故（コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るもの）及び石炭法に係る事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・コンビナート保安班長

通報は別紙 2 に掲げる項目について行う。ただし、不明確な項目のある場合には、事故発生直後の通報については、知りうる限りの情報を報告し、その後に覚知した別紙 2 の項目については、随時、報告するものとする。

(2) 事故現場への出動

A 級事故、B 級事故、その他保安上重要な問題を含んでいると認められる事故が発生した場合には、速やかに事故現場に出動し、事故発災県等と協力して様式 1 (特定事業所の事故のうち、高圧ガス以外の事故については様式 2) に掲げる事項について調査を行う。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 1) A 級事故以外の重大事故のうち事故が既に収束し被害の拡大のおそれが既にない場合で既に事故発災都道府県等の調査が終了している場合
- 2) A 級事故以外の重大事故のうち監督部からは事故現場が遠方であり、事故発災都道府県との連絡・情報収集が密に行われている場合
- 3) 本省が特に指示した場合

調査途中の経過を随時本省に報告する。ただし、本省の職員も現地調査を実施しているときは、この限りでない。

(3) その他措置

緊急措置命令

次のような場合であって、災害の発生の防止上必要と認められるときは、高圧法第 39 条に基づく緊急措置命令に係る対応を行うものとする。なお、この対応を行ったときは、その内容を本省に連絡すること。

- 1) 事故により、火災、ガスの大量漏洩等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

事故発災都道府県と密接な連絡をとり、事故の状況を把握するとともに、当該都道府県の措置の実施状況を確認し、必要な場合には実施内容について意見を述べる。重要な事項については、必要に応じ本省に連絡し指示を受ける。

事故の内容に応じ、必要と認めるときは、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- 1) 必要と認めるときは、当該事業所に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。

なお、指導を行った場合には、その内容を本省及び事故発災都道府県に報告する。

- 2) 事故の内容(原因、状況、対策等)を公表し、注意を喚起するとともに、管内都道府県に対する周知、業界団体あるいは同種事業所に対する注意書の配布、改

善事項の提示、説明会の開催等による指導を行う。

- 3) 過去の事故の原因を分析して対策、改善事項を集約し、指導する。
- 4) その他、事故発災都道府県と密接な連絡をとりつつ、管内事情に応じた対策を講ずるとともに、その内容を本省に報告する。

(4)事故報告

監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に事故発災都道府県より提出のある様式1(特定事業所の事故のうち高圧ガス以外の事故については様式2)による事故報告書(中間報告書又は確報)を受理し、速やかに本省に提出する。

C級事故については、都道府県より提出のある1か月分を取りまとめた事故報告書を、翌月10日までに受理し、速やかに本省に提出する。

事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受理し、速やかに本省に提出する。

また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書(確報)を受理し、速やかに本省に提出する。

(5)経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて、経済産業局(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)と適確に連携を図るものとする。

3. その他、事故が発生した地域を管轄する都道府県において取ることが望ましい措置について、参考として別添1のとおり示しておく。

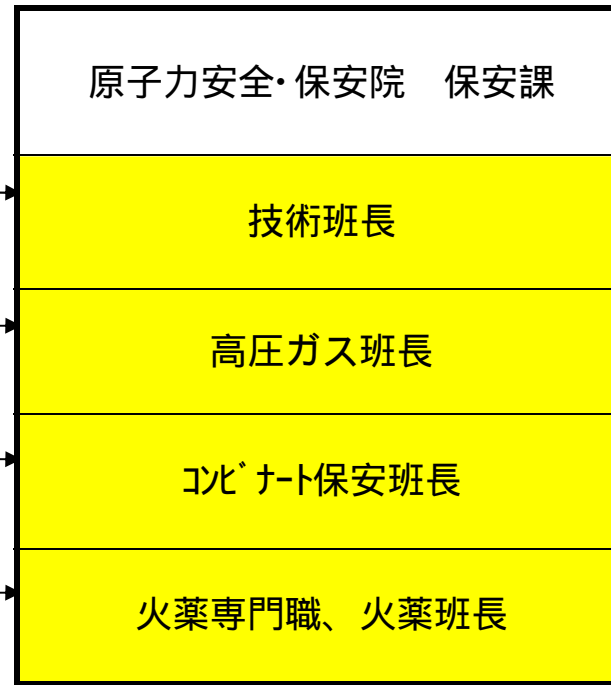
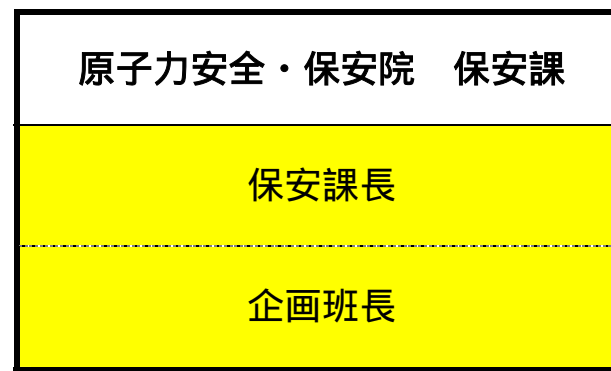
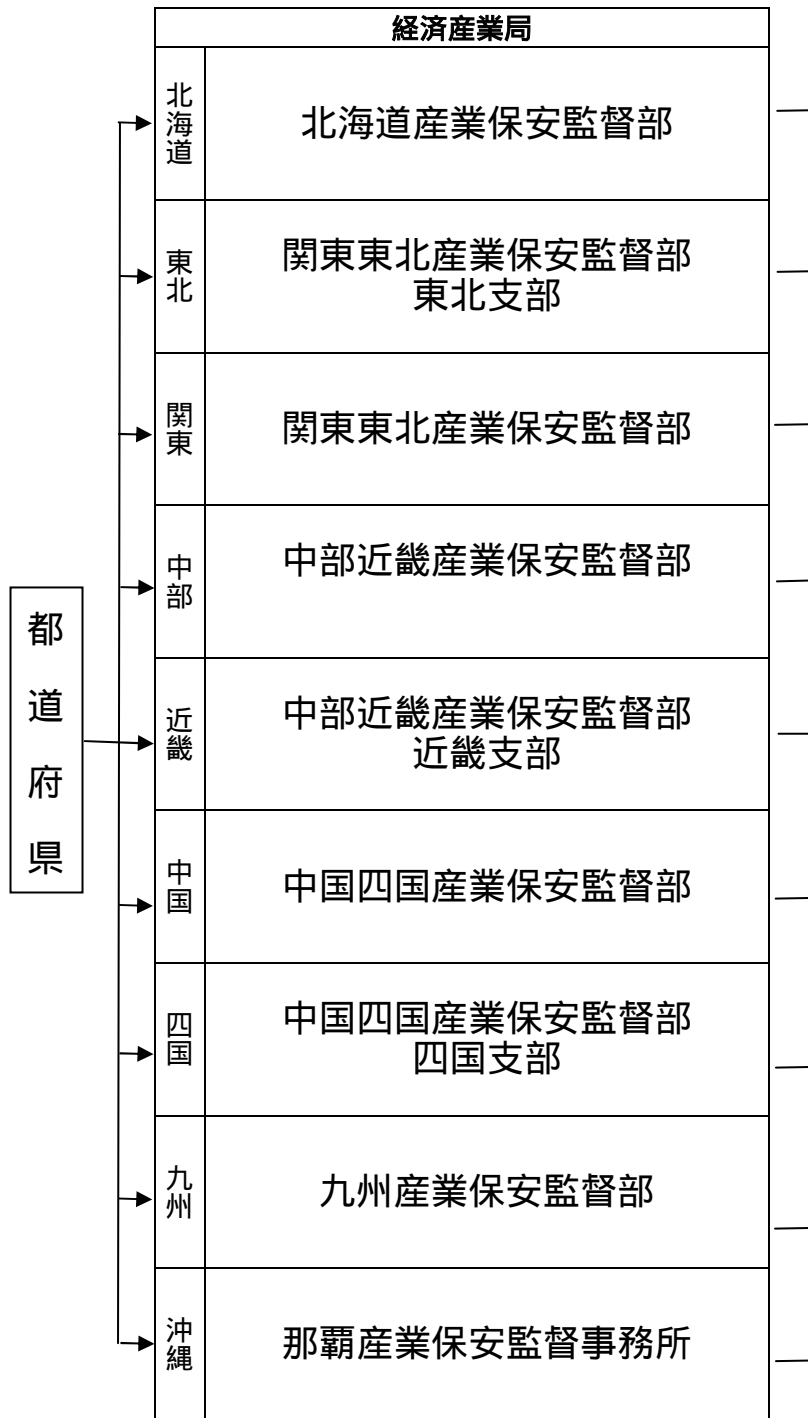
【高圧ガス・コンビナート・火薬類】災害・事故連絡体制

事故措置マニュアル上の中範囲

(官房総務課は含まない)

(注) 印は原則として課長が連絡する。

事故措置マニュアル上の大範囲

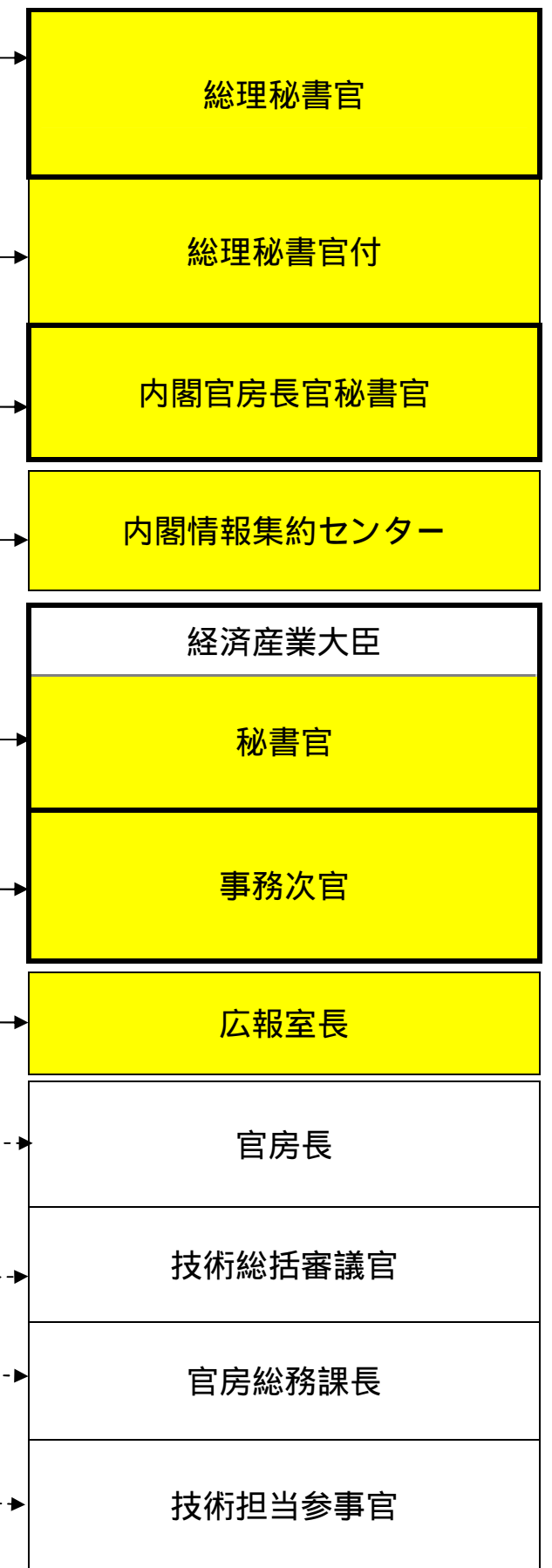
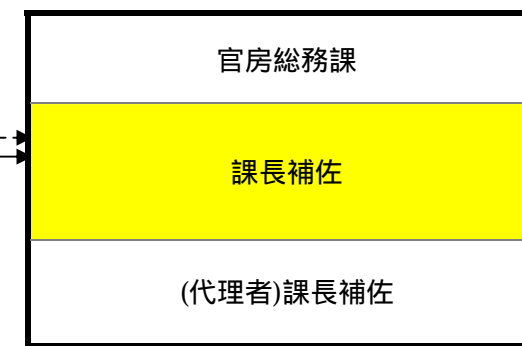


事故全般 →

高圧ガス保安法関係 →

石油コンビナート等災害防止法関係 →

火薬類取締法関係 →



事故措置マニュアル上の範囲

大範囲 ・ A級事故
 ・ 死者のあるB級事故
 ・ 社会的影響が大きい事故
 (例：全国TV、全国紙大報道)

中範囲 ・ 死者のないB級事故
 ・ 社会的影響が中の事故
 (例：地方TV、全国紙ベタ記事、地方紙)

小範囲 その他の事故

A級：(1)死者5名以上、(2)死者+重傷者10名以上
 (3)死傷者30名以上、(4)直接損害額5億円以上、
 (5)大災害発生の危険、著しく社会的影響が大きいと認められる事故

B級：(1)死者1名以上4名以下、(2)重傷者2名以上9名以下、
 (3)負傷者6名以上29名以下、(4)直接損害額1億円以上5億円未満、
 (5)同一事業所で事故が連続して発生した場合、(6)社会的影響が大きいと認められる事故

事故急報における報告項目

- 1．事故の種類：高圧法、石災法（消防法等その他の法令の適用を受けるか否かの区別を含む。）
- 2．発生日時（曜日）：時間は24時間呼称による
- 3．発生場所
- 4．事故の概要
- 5．被害の状況：人身被害（死者、重傷者、軽傷者別）、従業員、下請、一般市民等、物的被害の状況
- 6．原因
- 7．都道府県が行った措置
- 8．法令違反の有無
- 9．対策
- 10．その他

高压ガス事故調査報告書

様式 1

1. 高压ガス事故 2. 参考事故		報告年月日 : 平成 年 月 日 (曜日)		整理番号 :	
事故分類 : A B C		報告書作成者 :		報告段階 : 速報・中間(第 次), 確報	
事故の呼称				別 添 : 有 無	
発 生 日 時		平成 年 月 日 (曜日) 時 分 (24時間制)		法 区 分 : 一般則, LP則, 冷凍則, 容器則, コンビ則 [認定事業所:有(認定施設、非認定施設) 無]	
気 象		天気 温度 湿度 % 風向 風速 m/s		コンビナート地区名 :	
事故発生場所	区 分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜 4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島 7. 岩国・大竹 8. 周南 9. 新居浜 10. 大分 11. その他 ()	
	事故発生場所	所在地 : 名称 : 電話 ()		業 種 :	
	連絡者氏名	(所属) 電話 ()		1. 石油精製 2. 貯蔵基地 3. 石油化学 (エチレンセンターを含む) 4. 一般化学 (肥料, 合成繊維を含む) 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他 ()	
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充填所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動 { 自動車 [タンクローリ 鉄 道 枠組み(カードル) 船 舶 パラ積み				
	9. 消費先 10. 特定高压ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他 ()				
事業所規模 (処理能力・貯蔵量)					
事故発生区分	災 害 現 象 (主, 副)	1. 爆発 2. 火災 3. 噴出漏洩 4. 破裂・破壊等 5. 喪失・盗難 6. その他 ()			
	区 分	1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 運転中 2. 工事中 3. 停止中 4. スタートアップ 5. シャットダウン 6. イマージョン・シャットダウン 7. 荷役中 8. 消費中 9. 移動中 10. その他 ()			
		1. 自 社	2. 関係事業所	所在地 : 名 称 :	備 考
事故の概要 (事故に至る経緯を含む)					
ガスの種類及び名称 1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水 素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他 () 2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他 () 3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. シアン化水素 6. 硫化水素 7. その他 () 4. 支燃性ガス : 1. 空 気 2. 酸 素 3. その他 () 5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. その他 () 6. そ の 他 : 1. 混合ガス () 2. エアゾール () 3. 特殊高压ガス () 4. その他 ()					
ガスの状態	1. 液相 2. 気相	1. 常圧 2. 加圧	1. 低 温	2. 常 温 (5 ~ 35)	3. 高 温
製造設備等の概要	名称 : 能力 : 容量 : 稼働率 : % ガスの状態: 常用圧力 MPa 常用温度	消費設備等の概要	容器の容量及び 容器本数 : 容器と火気との距離 : 逆火防止器の有無 :	ガス kg(m ³) × ガス kg(m ³) × ガス kg(m ³) × 有 無	本 本 本 m

物的被害

		建造物，機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合計						

許認可関係	保安検査	行政措置
届出：年 月 日 許可：年 月 日 完成検査：年 月 日 直近の変更許可：年 月 日 直近の完成検査：年 月 日	定期自主検査：年 月 日 保安検査：年 月 日	使用停止命令：年 月 日 使用停止命令解除：年 月 日 操業再開：年 月 日 改善命令：年 月 日 関係条項：
官公庁で採った措置・対策		事業所側で採った措置・対策
地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況		法令違反の有無：有 無（条項： ） 内容；
官公庁で出した通知文書，新聞等の写し及び所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）		

記載にあたっては、別添「高圧ガス事故調査報告書記載要領」を参照のこと。

事故が発生した地域を管轄する都道府県（以下「事故発災県」という。）における措置

1. 事故急報

- (1) A級事故又はB級事故が発生したことを覚知したときには、速やかに監督部に電話、FAXなどにより連絡する。（必要に応じて本省に、下記の事故の区分に従って連絡する。）
 - 1) 事故全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・技術班長
 - 2) 高圧法に係る事故（コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るものを除く）・・・・・・・・・・・・・・・・高圧ガス班長
 - 3) 高圧報に係る事故（コンビナート等保安規則及び冷凍保安規則に係るもの）及び石炭法に係る事故・・・・・・・・コンビナート保安班長
- (2) C級事故が発生したことを覚知したときには、速やかに監督部に連絡する。ただし、勤務時間外に覚知した場合には、直近の登庁日に速やかに連絡する。
- (3) 通報は別紙に掲げる項目について行う。ただし、不明確な項目のある場合には、事故発生直後の通報については、知りうる限りの情報を報告し、その後に覚知した別紙の項目については、随時、報告するものとする。

2. 事故現場への出勤

- (1) A級事故又はB級事故が発生した場合、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及びこれに必要な現状維持義務のための措置を講じさせるとともに、様式1（特定事業所の事故のうち、高圧ガス以外の事故については様式2）に掲げる項目について調査を行う。
- (2) C級事故であっても原則として現地調査を行う。ただし、小規模かつ人身被害のない事故であって、現地調査の必要がないと認められるときは、この限りでない。
- (3) A級事故及びB級事故の場合は、現地調査の途中経過を定期的に本省及び監督部に報告する。ただし、本省又は監督部の職員が現地調査を実施しているときは、この限りではない。

3. その他措置

(1) 緊急措置命令

次のような場合であって、災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認められるときは、高圧法第39条に基づく緊急措置を命ずるものとする。

事故により、火災、ガスの大量漏洩等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき

事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき

事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

- (2) 事故の原因（直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等）を究明するための調査検討を行う。
- (3) 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策等）を検討し、確立する。
- (4) A級事故又はB級事故であって、事故原因の究明、今後の対策の検討のため、専門家による組織的な調査が必要であると認めるときは、事故調査委員会を編成し調査する。
- (5) 法令違反の有無（事故原因に関わりのない法令違反及び事故当事者のみならず関連事業者における法令違反を含む。）について調査検討する。
- (6) 移動式製造設備に係る事故の場合など事故発災県と当該事業所を所管する都道府県が異なる場合、事故発災県は事故報告の内容及び結果を、当該事業所を所管する都道府県に通知する。
- (7) 当該事業所に法令違反がある場合には、法令に基づき必要な処分を行う。
- (8) 必要と認めるときは、次に掲げる対策等を講ずるものとする。
 - 当該事業所に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。
 - 事故の内容（原因、状況、対策等）を公表し、注意を喚起するとともに、業界団体あるいは同種事業所に対し、注意書の配布、改善事項の提示、説明会等により指導する。
 - 同種事業所に対し、一斉立入検査を実施する。
 - 過去の事故の原因を分析して対策、改善事項を集約し、保安検査、立入検査等において指導する。

4．事故報告

- (1) 事故発災県は、A級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に様式1（特定事業所の事故のうち高圧ガス以外の事故については様式2）により事故報告書（中間報告書又は確報）を事故が発生した地域を管轄する監督部に提出する。報告書提出後、事故の原因、被害状況、措置命令等に変更又は確定した事項があった場合には、必ず追加報告を行う。
- (2) C級事故については、1か月分を取りまとめ、(1)に準じて翌月10日までに報告する。
- (3) 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、その旨を記載した中間報告書を(1)に準じて翌月10日までに提出し、調査が終了した後に調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を提出する。

(別紙)

事故急報における報告項目

- 1．事故の種類：高圧法、石災法（消防法等その他の法令の適用を受けるか否かの区別を含む。）
- 2．発生日時（曜日）：時間は24時間呼称による
- 3．発生場所
- 4．事故の概要
- 5．被害の状況：人身被害（死者、重傷者、軽傷者別）、従業員、下請、一般市民等、物的被害の状況
- 6．原因
- 7．都道府県が行った措置
- 8．法令違反の有無
- 9．対策
- 10．その他

高圧ガス事故調査報告書記載要領

1. 事故の種類

1. 高圧ガス事故、2. 参考事故のいずれかに該当するものを で囲むこと。事故の定義については本文 .2.によるものとする。

2. 事故の分類

本文 .3.により分類し、該当するものを で囲むこと。

3. 報告年月日及び報告作成者

該当欄に記入すること。報告書作成者の欄には、都道府県名、所属部署名、氏名、連絡先を記入すること。

4. 整理番号

事故発生年(暦年) 都道府県名及び都道府県ごとの事故発生番号を記入すること。
例えば平成12年中に北海道で一番目に発生した事故は「12 - 北海道 - 1」と記入し、同一事故の報告はすべて同一の整理番号を付すること。

5. 報告期限

事故報告は省令で定められている期限内に行い、事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は速報とし、確定次第確報として報告すること。

6. 別添

該当するものを で囲むこと。なお、別添には事故に関連する写真、図面、都道府県等官公庁で出した通知文書、新聞等の写し等を添付すること。

7. 事故の呼称

下記の例を参照に会社名、事業所名、プラント名、ガス名、災害現象のすべてを記入すること。

コンビナート事業所：「 **株式会社 事業所 プラント ガス爆発事故**」

一般高圧ガス、液化石油ガス、冷凍事業所：「 **株式会社 工場 ガス火災事故**」

消費先等：「 **ガス漏洩事故**」

8. 発生日時

事故が発生した日時を記入すること。時刻については時間は24時間表示とする。

9. 気象

事故発生時の気象状況を記入すること。

10. 法区分

高压法上の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無及び発災施設が認定施設又は非認定施設かの区分を で囲むこと。なお適用規則の略称は以下のとおり。

- 一般則：一般高压ガス保安規則
- L P 則：液化石油ガス保安規則
- 冷凍則：冷凍保安規則
- 容器則：容器保安規則
- コンビ則：コンビナート等保安規則

11. コンビナート地区名

コンビナート等保安規則第 2 条第 1 項第 2 1 号に規定されるコンビナート地域をい、該当するものを で囲むこと。なおコンビナート地区の略称は以下のとおり。

1. 鹿島：コンビナート等保安規則別表第 1 第一の項
2. 千葉：コンビナート等保安規則別表第 1 第二の項
3. 川崎・横浜：コンビナート等保安規則別表第 1 第三の項
4. 四日市：コンビナート等保安規則別表第 1 第四の項
5. 堺・泉北：コンビナート等保安規則別表第 1 第五の項
6. 水島：コンビナート等保安規則別表第 1 第六の項
7. 岩国・大竹：コンビナート等保安規則別表第 1 第七の項
8. 周南：コンビナート等保安規則別表第 1 第八の項
9. 新居浜：コンビナート等保安規則別表第 1 第九の項
10. 大分：コンビナート等保安規則別表第 1 第十の項
11. その他：コンビナート等保安規則別表第 1 以外のコンビナート事業所の場合はその事業所を含んだ地区名

12. 事故発生場所

(1) 「区分」の欄は、事故発生場所が事業所の内部又は外部であるかについて該当するものを で囲むこと。なお、事業所とは、事業を行う場所の意味であり、およそ事業の主たる活動が行われる一定の場所をいう。この場合、事業とは必ずしも高压ガスを中心とする事業でなくてもよい。

(2) 「事故発生場所」の欄には、事業所内部の事故の場合、住所及び電話番号を参考に記入すること。

事業所外部の事故の場合は「 **県 市 番地、国道 号線、 交差点、 商店前**」のように記入する。

(3) 「連絡者氏名」欄には、当該事故に関する責任者の所属、氏名及び電話番号を記入すること。

13. 業種

14. 規制対象別

当該項目を で囲むこと。なお、各項目に該当しない業種は、その他に一般名称で記入すること。

また、「事業所規模」欄については、製造事業所、冷凍事業所、充てん所、スタンド、特定高圧ガス製造事業所にあつては、当該事業所の高圧ガスの処理能力を、貯蔵所にあつては当該事業所の高圧ガスの貯蔵量を記入すること。

15. 事故発生区分

(1)「災害現象」欄には、当該事故の災害状況、規模等により判断し、該当項目を で囲む。なお、2以上の区分に複合して該当する場合は主な災害現象を で、これに付随する災害現象を で囲むこと。

(2)「区分」欄は、該当項目を で囲むこと。

当該事故発生事業所が事故発生場所の事業所に対し請負、下請け等の受託関係（建設現場等における請負業者、コンビナート施設の補修等を受託している下請け業者等を含む。）にある場合について記入し、備考欄に請負、下請け等その旨を明記すること。なお、当該事故発生事業者と事故発生場所の事業者が同一の場合は、自社を で囲むこと。

また、移動中の事故にあつては、関係事業者欄に当該事業者の所属する事業所について記入し、備考欄に「移動」と記入すること。

16. 事故の概要

事故発生前の設備の状況から事故発生に至るまでの経緯及び事故の発生から事故処置の完了までを概括的に記載すること。事故処置には防消火設備、保安機器等の作動状況、消防組織等の活動状況、交通機関等への社会的影響、その他事故に関連すると考えられる事象についても記述すること。なお、必要に応じ、別添にて事故の詳細を補足すること。

（記載例）

(1)事業所における運転中事故

事故当時 プラント 装置（高圧ガス設備）は、通常運転中であつた（運転温度、圧力 MPa、通油量 kL/時）。

時 分頃、保安係員が巡回点検中、 装置下流配管の流量調整弁付近から火炎が上がっているのを発見し、直ちに計器室に通報するとともに、計器室長が 消防署に通報した。

当該事業所の保安係員 名が現場に急行し、火災箇所を確認するとともに散水及び消火活動を行った。また、計器室は緊急遮断装置を作動させるとともに 装置の緊急運転停止、同装置の加熱炉の消火、原料ポンプの停止を行った。 装置系内圧力が MPaに降圧した時点（ 時 分）で鎮火したが、引き続き窒素ガスを同装置へ導入し置換を行った。

なお、 ガスの漏えい量は kgである。

(2)事業所における定期修理中の事故

当該事業所は、 月 日から 月 日まで プラントは定期修理中であった。

月 日 時 分頃から、当該事業所の下請け会社である 株式会社従業員 名が プラントから ガスの脱圧を行い、その後に窒素に置換する作業を行う手順でいたところ、脱圧が十分行われていないに内に窒素置換を行おうと作業に係りバルブを緩めたため、 ガスが噴出、出火した。

直ちに 消防署に通報するとともに、元バルブを締めガスの漏えいを止めた。

ガスの漏えい量は推定 m³で、火災の影響で プラントの 部が破損、周囲への影響はなかった。

(3)冷凍事業所における事故

時 分、アンモニア冷凍機のある冷凍室のガス漏れ警報機が作動したため、冷凍保安責任者が調査したところ、アンモニアガス受液器のドレンバルブからアンモニアガスが漏えいしているのを発見した。

直ちにバルブを増締めし、散水により除害措置を講ずるとともに 消防署に通報した。

なお、ガスの漏えい量は推定 kgである。

(4)移動中の事故

ガス販売店の販売主任者が車両に ガス容器 (kg 本)を積載し 営業所から 工場へ向け輸送中、 市国道 号線 交差点を右折した際、 ガス容器本が路上に落下し、うち 本の容器バルブが損傷してガスが漏えいした。直ちに車の進入を停止するとともに、 消防署、 地域防災協議会に通報した。

消防署及び 地域防災協議会により破損した ガス容器に を講じてガス漏えいを止めるとともに、同容器を 市 会社に回収した。

なお、この事故により 時 分から 時 分まで、同道路は 警察署により通行止めになった。

(5)消費先における事故

製造工場で 機械の稼働準備のため ガスバーナーで予熱していたところ 基のバーナーの内うち1基が立ち消えとなっていたので、再度点火しようとして点火器を作動したところ、突然爆発した。直ちに 消防署に通報するとともに、工場内の消火器で消火作業を行い、 時 分鎮火した。

17. ガスの種類及び名称

当該事故に係る高圧ガスについて該当項目を で囲み、または「6. その他」にあつては () 内にガス名を記入すること。なお、その他には () 内に下記の分類例を参考にしてガス名を記入すること。

(高圧ガスの名称と分類例)

(1)可燃性ガス：

1. アセトン
2. イソプロピルアルコール
3. エチルアルコール
4. エチルエーテル
5. 塩化エチル
6. 酢酸エチル
7. シクロヘキサン
8. ブチレン
9. ペンタン
10. エタン
11. シクロプロパン
12. ジメチルアミン
13. トリメチルアミン
14. ブタジエン
15. メチルエーテル

(2)毒性ガス：

- 1.フッ素
- 2.ホスゲン
- 3.クロロプレン
- 4.五フッ化ヒ素
- 5.五フッ化リン
- 6.三フッ化窒素
- 7.三フッ化ホウ素
- 8.三フッ化リン
- 9.ジエチルアミン
- 10.四フッ化硫黄
- 11.四フッ化ケイ素
- 12.トリメチルアミン

(3)可燃性毒性ガス：

- 1.アクリロニトリル
- 2.アクロレイン
- 3.アセトアルデヒド
- 4.エチルアミン
- 5.エチルベンゼン
- 6.キシレン
- 7.クメン
- 8.酢酸
- 9.酢酸ブチル
- 10.酢酸メチル
- 11.酸化プロピレン
- 12.ジエチルアミン
- 13.シクロヘキサノン
- 14.ジメチルアミン
- 15.スチレン
- 16.トリメチルアミン
- 17.トルエン
- 18.二塩化エチレン
- 19.二硫化炭素
- 20.ブチルアルコール
- 21.ヘキサン
- 22.ベンゼン
- 23.メチルイソブチルケトン
- 24.メチルエチルケトン
- 25.モノメチルアミン
- 26.プロムメチル
- 27.ベンゼン

(4)不活性ガス：

- 1.ネオン
- 2.クリプトン
- 3.キノセン
- 4.ラドン
- 5.二酸化炭素
- 6.フルオロカーボン

(5)特殊高压ガス

- 1.アルシン
- 2.ジシラン
- 3.ジボラン
- 4.セレン化水素
- 5.ホスフィン
- 6.モノゲルマン
- 7.モノシラン

18. ガスの状態

該当項目を で囲むこと。

19. 製造設備等の概要

消費設備以外の設備に係る事故について記入すること。

「名称」欄は当該事故に係る施設装置、機器に応じ、例えば「**接触改質装置に係る熱交換器**」等と記入すること。

「能力」欄には当該施設装置、機器に応じ、例えば「 m³/日」「 トン/日」等を記入すること。

「容量」欄は当該施設装置、機器に応じ、例えば「 m³× 基」等と記入すること。

「稼働率」欄は当該施設の能力に対する事故発生前1ヶ月間の平均運転稼働率を記入すること。

「ガスの状態」欄は当該機器において取り扱っていた高压ガスの常用圧力、常用温度を記入すること。

20. 消費設備の概要

消費設備に係る事故について記入すること。

「容器の容量及び容器本数」欄は、ガス別に記入し該当単位を で囲むこと。

「容器と火気との距離」欄は、容器と火気との水平距離を記入すること。

「逆火防止器の有無」欄は、当該項目を で囲むこと。

21. プラント操業開始後経過年数等

該当項目を で囲むこと。

22. 設備区分

該当項目を で囲むこと。

容器「5.バルク」には、バルク貯槽を含む。

23. 事故発生原因

(1)設備上の欠陥

設計・構造上の不良

1)構造上の不良

2)環境負荷条件推定の不良

材質不良

1)材料選択の誤り

2)材料間違い

3)材料欠陥

製作上の欠陥

1)継手種類選択の誤り

2)開先形状等の不備

3)溶接欠陥

4)施工管理の不備

計装制御系統の欠陥

1)計装機器の性能不良

2)計装機器取付位置の不備、個数不足

3)システム設計不適

4)インターロックの不備

5)ディスプレイの不備

6)アラームの不備

7)作業空間の不備

8)その他（人間工学的設計上の欠陥を含む）

検査不良

1)部位不適、不足

2)周期不適

3)方法・手法不適

4)判定不適

外部衝撃

外部荷重又は衝撃

劣化

1)腐食

- 2) 摩耗
 - 3) 疲労
 - 4) その他
- 自然災害

- 1) 地震
 - 2) 落雷
 - 3) 洪水、台風、津波
 - 4) その他
- その他
調査中

(2) 操作上の欠陥

誤操作

- 1) 時間を待ち切れず、手を出した。他の仕事を始めてしまった。
- 2) 意志による抑制がきかず、習慣動作が飛び出した。
- 3) 危険と考えずに、反射的に力を加え、動作が乱れた。
- 4) 緊張のあまり動作が乱れた。
- 5) 体が疲れて、動作又は姿勢が乱れた。
- 6) 立ち上がったときに目眩がして動作又は姿勢が乱れた。
- 7) 同形、類似のために、配列が同じ、類似なため操作具(バルブ等)を取り違えた。
- 8) 操作が不自然で、違和感のために操作の方向を誤った。
- 9) 知識としては知っていたが、扱うときに間違えた。
- 10) 次直者に申し送らなかった。注意札をかけ忘れた。
- 11) その他

誤判断

- 1) その作業の意味を認識していなかった。
- 2) 知ってはいたが、その場で思い出せなかった。
- 3) 成功した類似体験があり、今度も大丈夫と考えた。
- 4) 相手は知ってくれていると思い連絡しなかった。連絡せずにやってしまった。
- 5) 状況の複雑さのために判断に迷った。判断が混乱した。
- 6) 状況や時間の切迫のために判断を誤った。
- 7) 他の要件(作業、談話等)が割り込み、それに注意を奪われ判断が狂った。
- 8) 同形の作業を繰り返しているうちに単調なために判断を誤った。判断が遅れた。
- 9) 緊張のあまり判断を誤った。
- 10) 勝手に危険はないものと思いこみ、判断を誤った。
- 11) その他

情報提供の不備

- 1) 正確な情報が与えられなかった。伝えられなかった。
- 2) 内容が不明確で間違えられ易かった。
- 3) 表示の場所、伝達の方法が不適當。一見してわかるようになっていなかった。
- 4) 騒音や暗闇などに妨害された。

5)その他

認知確認のミス

- 1)情報は正しく与えられたが、認識されなかった。見えなかった。聞こえなかった。
- 2)情報は見えた(聞こえた)が、それを正しく認知しなかった。情報とは知らなかった。
- 3)手持ち時間が長く、退屈のあまり、うっかり情報を見逃した。聞き漏らした。
- 4)やるべき確認を忘れた。怠った。
- 5)確認するまでもないと信じて確かめなかった。
- 6)他の要件(作業、談話等)が割り込み、それに気を取られて確認を忘れた。
- 7)早のみこみ又はあわてていたため情報を見逃した。認知を間違えた。
- 8)形や色や類似なために、認知又は確認を誤った。

9)その他

技術未熟

- 1)ミスを起こした作業者の学習不足、経験不足によるもの。
- 2)技術的に未知又は経験不足

例えば設備を開設して日が浅く、事業所としてその取扱方を十分に知らなかったことによるもの。

3)教育・訓練の不徹底

操作基準の不備

指揮命令系統の不備

点検不良

定められた作業手順として当人がやるべき確認又は点検をしなかった場合は確認ミスとする。ここでは、事故関係者以外の人による点検不良を指す。

補修不良

運転員が補修作業を不適當に施工した場合。

その他

調査中

24. 着火源

当該事故の災害現象が爆発又は火災となった場合は、該当項目を で囲むこと。

25. 事故発生原因の詳細

事故発生及び拡大状況等に応じて原因を記載すること。なお、必要に応じ、別添にて事故の詳細を補足すること。

(記載例)

(1)事業所における運転中事故

事故調査の結果、事故発災設備の流量調整弁取り付けボルト 本のうち 本が緩んでいるのが発見されたことから 装置の高温時でのボルトの増締めが不均一であり、フランジ接合部から噴霧状の 油が大気中に漏れいし、自然発火したものと推定される。

(2)事業所における定期修理中事故

脱圧が完全に終了していたことを確認せずに、次の作業を行おうとバルブを緩めたためガスが噴出し、ガスが高温状態（ ）であったため自然発火に至ったものと推定される。

(3) 冷凍事業所における事故

当該機器は 月 日にドレン抜きを行ったが、その時ドレンバルブを完全に締めていなかったと考えられ、その後ポンプの振動等でバルブが自然に緩んだものと推定される。

(4) 移動中の事故

ロープにより容器を固定した際、ロープが緩んでおり十分に容器が固定されていなかったため、右折した際の遠心力で容器が落下したものと推定される。

(5) 消費先における事故

立ち消えしたバーナーからの漏えいガスが滞留しており、点火器の火花が滞留していたガスに着火、爆発したものと推定される。

なお、立ち消えの原因は、ゴムホースの一部がねじれており燃焼のためのガスが十分に供給されなかったものと推定される。

26. 人身被害その1：原因別

表中の該当欄に当事者の死傷者の人数を、表中の該当欄（ ）内に第三者の死傷者の人数を記入すること。

原因がその他になる場合は（ ）内に原因名を記入すること。

27. 人身被害その2：対象別

表中の該当欄に当事者、第三者ごとに記入すること。なお、被害者が下請け企業等の関係事業所に所属するときは、その旨を備考欄に記入する。

「距離」は事故発生場所から被害者までの距離を記入すること。

28. 物的被害

表中の該当欄に当事者、第三者ごとに記入すること。

「距離」は事故発生場所から被害物件までの距離を記入すること。

「被害額」は当該事故により受けた直接損害の額とし、消火作業等防災活動に要した経費、罹災のための休業等による損失等間接的な被害の額は除く。

29. 許認可関係

当該発災施設について高圧法に基づく届出、許可、完成検査、変更許可、変更許可に係る完成検査のそれぞれの年月日を記入すること。

30. 保安検査

高圧法に基づく定期自主検査及び保安検査の実施年月日を記入すること。

31. 行政措置

使用停止命令等の行政措置を行った場合には、発令、命令解除、操業再開、改善命令

を行った年月日及び関係条項を記入すること。(高圧法以外の他法令の場合も含む)

なお、高圧法に基づく行政措置文書の写しを別添につけること。また、他法令の行政措置文書の写しは必要に応じて別添につけること。

32. 官公庁で採った措置・対策

33. 事業所側で採った措置・対策

措置・対策を箇条書きで記入すること。なお、措置・対策を行った文書を必要に応じて別添につけること。

34. 地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況

当該協議会の活動状況を記入すること。

35. 法令違反の有無

事故原因に伴う基準違反の他、関連のある事項についても記入すること。(高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む)

36. 官公庁で出した通知文書、新聞等の写し及び所見等

所見については、当該事故発生事業所の危害予防規程、保安教育計画の遵守状況等その他事故に関する問題点等について記入すること。

別紙については、必要に応じて新聞の写し、写真、図面(工程図、機器構造図等)、地図等を添付する。

石油コンビナート等災害防止法関係 (高圧ガスを除く)事故報告

1. 事故の種類 (災害の種類 (1 出火 2 爆発 3 漏洩 4 破損 5 その他)
事故発生物質の種類)
2. 発生日時 (曜日) (時間は 24 時間呼称による)
3. 発生場所 (事業所の名称、所在地 (石災法の特別防災区域内の事故については
特別防災区域名))
4. 事故発生施設の概要 (施設の名称、機能、稼働方法、設置位置、構造、材質、安
全装置等の概要、温度、圧力、物質の性状等の運転条件等)
5. 事故の概要 (事故発生前の状況、発生までの経過、終息までの経過、事故時の状
況、事故の規模、被害の範囲等)
6. 被害の状況 (人身被害：死者、重傷者、軽傷者別の氏名、年齢、職名及び
被災部位
物的被害：被害の箇所、被害状況及び直接被害総額等)
7. 応急措置 (直接的・間接的発生原因、被害拡大原因等できるだけ詳細に記載する
こと。推定の場合は原因推定の理由、原因推定上参考となるべき事実
を詳細に記載すること。)
8. 都道府県が行った措置 (現場調査の状況、当事者等に対する指示事項、実施又は
予定している処分方法、関係官庁との連携状況等につ
いて記載すること。)
9. 法令違反の有無 (事故原因に関係あるもののほか、全ての法令違反の有無
について調査し記載すること。)
10. 対策 (実施、予定又は検討している当事者に対する対策、一般的対策、応急的
対策、恒久的対策について記載すること。)

11. その他参考事項

(1)許認可関係 (許可年月日、石災法による特別防災区域名、第一種事業所(レイアウト対象事業所か否かを含む)、第二種事業所の別、指定年月日、新設等確認年月日、完成検査年月日、保安検査年月日、定期自主検査年月日、最近における保安検査時における状況、製造保安責任者、取扱主任者、防災管理者等の氏名及び代表者氏名)

(2)意見 (現行法令、基準等に対する意見、実験研究を要すると思われる事項、本省に対する要望等)

(注) 事故の内容により配置図、フローシート、事故部の図面、写真、新聞記事、地図等を添付する。

本報告後、変更又は確定した事項があった場合には、訂正、追加の報告を行うこと。